

障がい者介護技能習得支援事業委託業務公募型プロポーザル企画提案説明書

1 事業名

障がい者介護技能習得支援事業委託業務

2 目的

道内の介護人材を安定的に確保するため、障がい者を対象とした介護職員初任者研修を実施するとともに、資格取得後の就労及び職場定着が図られるよう、障害者就業・生活支援センター等との連携を図ることにより、介護分野における多様な人材の参入促進を図る。

3 事業の内容

別添「令和5年度（2023年度）障がい者介護技能習得支援事業実施要綱」のとおり

4 委託契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

当該委託業務の遂行方法について、企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用する。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）運用方針第3節関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日

なお、契約締結日は令和5年（2023年）4月1日以降とする。

(5) 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

(6) 契約保証金

ア 契約を締結しようとするものは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

イ 契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

5 予算額上限

13,753千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

この金額は、現時点での業務規模を示すものであり、契約金額は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 プロポーザル参加事業者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 介護職員初任者研修の指定事業者であること。
- (2) 3（総合）振興局管内以上で研修等を実施できること。
- (3) 道内に本社若しくは事業所（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当していないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (6) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (8) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (9) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

7 プロポーザル審査の考え方

審査会等における審査において重視する項目は次のとおりである。

- (1) 企画提案事業者の業務遂行能力
 - ア 当該委託業務を遂行するに必要な体制が確保されているか。
 - イ 当該委託業務を効率的かつ効果的に実施できる業務スケジュールとなっているか。
- (2) 研修受講者の募集
 - ア 事業周知のためのリーフレットは障がい者に配慮した内容となっているか。
 - イ 受講者の選定方法は適切なものとなっているか。
- (3) 研修の実施
 - ア 障がいのある方に配慮し、受講者を確保できる研修開催地となっているか。
 - イ 研修内容は障がいのある方に十分配慮したものとなっているか。
- (4) 就労及び職場定着に向けた関係機関との連携体制
 - ア 関係機関との連携方法が、就労に向けて効果的な内容となっているか。

8 手続等

(1) 担当部局

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係

住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話：011-231-4111（代表） 内線25-677

011-204-5272（直通）

F A X：011-232-8308

(2) 企画提案説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和5年(2023年)2月14日(火)から令和5年(2023年)3月1日(水)まで
(交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 交付場所 上記担当部局又は北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課のホームページ
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/>)からのダウンロードによる。

ウ 資格審査申請書の提出

(ア) 提出部数 1部

(イ) 提出場所 上記(1)に同じ

(ウ) 提出期限 令和5年(2023年)3月1日(水)午後5時まで

(エ) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による

(オ) 申請書の内容 別紙様式による

エ 企画提案書の提出

(ア) 提出部数 8部(事業者名を記入したもの:1部、事業者名を記入していないもの:7部)

(イ) 提出場所 上記(1)に同じ

(ウ) 提出期限 令和5年(2023年)3月15日(水)午後5時まで

(エ) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による

(オ) 企画提案書の内容 別紙様式の記載内容に基づき作成すること。様式はA4縦判(表紙を含めず10枚以内)とする。

オ プロポーザルに関するヒアリング

企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所について別途通知する。

なお、ヒアリングには、当該事業の責任者となることを予定している者が必ず出席すること。

9 その他

(1) 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) プロポーザルのヒアリングに参加しなかった場合のプロポーザルは無効とする。

(3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とする。

(4) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(6) 提出された企画提案書は返却しない。

(7) なお、本事業は、予算議決前のため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算額等について変更する場合又は事業が中止となる可能性がある。